

はなすくらす みんなのにほんごきょうしつ ロゴマークの使用に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「はなすくらす みんなのにほんごきょうしつ ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 地域日本語教室が「日本語を学習する場」という限られたものではなく、日本人と外国人が交流し、多文化共生の意識醸成に寄与する場所及びそれらに係る人であることを幅広く知ってもらうため、ロゴマークを活用し象徴的かつ分かりやすく内外に周知することを目的とする。

(使用する団体等)

第3条 ロゴマークを使用する法人その他の団体又は個人(以下「使用者」という。)は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 佐賀県内に所在する地域日本語教室
- (2) 佐賀県内で国際交流及び多文化共生の意識醸成事業等に取り組む団体等
- (3) その他佐賀県地域交流部多文化共生さが推進課(以下、「多文化共生さが推進課」という)が認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う団体等
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体等
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある団体等
- (5) その団体等が所在する県の指名停止措置を受けている団体等
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う団体等
- (7) 佐賀県が取り組む国際交流、多文化共生の意識醸成等について、信用又は品位を害する、または正しい理解を妨げると認められる行為を行う団体等
- (8) その他多文化共生さが推進課が不相当と認めた場合

(使用する事業等)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事業等においてロゴマークを使用することができる。

- (1) 佐賀県内で国際交流及び多文化共生の意識醸成について取り組む事業
- (2) ロゴマークの周知に資する取組み

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 佐賀県が取り組む国際交流、多文化共生の意識醸成等の活動について、信用又は品位を害する、または正しい理解を妨げると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の団体等又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第2条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) その他多文化共生さが推進課が使用について不相当と認めた場合

(使用の届出)

第5条 使用者がロゴマークを使用する場合、あらかじめ、事業等毎に使用届出書（様式第1号）を多文化共生さが推進課に提出しなければならない。ただし、報道機関が報道の目的で使用する場合は、この限りではない。

2 使用を認めない時は、多文化共生さが推進課がその旨を届出者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 【はなすくらすみんなのにほんごきょうしつロゴデザインガイドマニュアル】に定められたルールに従って使用すること。

(2) 第5条の届出を行い使用する場合は、多文化共生さが推進課の指示に従って使用すること。

2 ロゴマークを使用したときは、使用報告書（様式第2号）を多文化共生さが推進課に提出しなければならない。

（使用の中止）

第8条 ロゴマークの使用がこの要領に違反していると認められるときは、多文化共生さが推進課は使用者に対し、当該使用について必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。この場合、使用者に損害が生じても、多文化共生さが推進課はその責を負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第9条 第5条の届出は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、多文化共生さが推進課が使用者又は使用対象物等を推奨するものではない。

（使用者の責任）

第10条 ロゴマークの使用に係る自己及び第三者への損害等について、多文化共生さが推進課は一切の責任を負わない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、多文化共生さが推進課が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月23日から施行する。